

アンカーニュース

都の景観条例改正——大規模建築物に事前協議を義務づけ

東京都議会は10月5日、高層ビル建設や市街地再開発に際して都との事前協議を義務づけることなどを主な柱とする、都景観条例改正案を議決しました。2007年4月に施行することとなります。

改正では、高層ビルなどの大規模建築物について、景観への配慮を求めてあらかじめ都との協議が義務づけられます。規制の対象となるのは、総合設計制度などで容積率緩和を適用する建築物のほか、都市計画決定が必要な(1)高度利用地区 (2)特定街区 (3)都市再生特別地区 (4)市街地再開発事業 (5)地区計画——内の建築物となります。

また改正によって、景観法に基づく景観計画区域を策定できるようにしており、都は都内全域を景観計画区域に指定する方針です。区域内では、建築物の新築、増築、改築、移転に加えて、外観を変更する修繕や色彩の変更についても届け出の対象となり、規制対象となる建築物などの規模は景観計画で規定します。

景観法では景観施策の行政主体として、景観行政団体を定めており、都道府県、政令指定都市、中核市が法定景観行政団体ですが、それ以外の自治体でも都道府県の同意を得た上で景観行政団体になることができます。全国では法定景観行政団体以外に、140の自治体が都道府県の同意を得て景観行政団体になっていますが、一方、都が同意した市区町村はまだありません。今回の改正では、都内の特別区および市町村が景観行政団体となる場合に備えて、相互に協議を求めることができる規定を設けており、景観行政団体となった市区町村の景観計画区域については、都の景観計画からは除外されます。



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目21番4号

新日本ビルディング赤坂4階

TEL 03-5575-3458 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈